

鹿屋市任意予防接種実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市任意予防接種実施要綱（平成30年鹿屋市告示第265号）の一部を次のように改正する。

別表成人用風しんの項対象者の欄中「及びその者」を「、その者」に改め、「いる者」の次に「又は風しん抗体価が低い妊婦と現に同居している者」を加える。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。